

## がん対策の推進について

平成24年度概算要求・要望額 415億円(平成23年度当初予算額 343億円)

### 基本的な考え方

- 平成19年4月に施行された「がん対策基本法」及び同年6月に策定された「がん対策推進基本計画」の個別目標の進捗状況を、質・量の両面から把握・評価しつつ、総合的かつ計画的に対策を推進する。

### 1. 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成

31億円(36億円)

- 改 (1)がん専門医等がん医療専門スタッフの育成
- (2)がん診療連携拠点病院の機能強化
- (3)国際共同治験及び新薬の早期承認等の推進

0.1億円( 1.1億円)  
30.8億円( 34.3億円)  
4百万円( 0.8億円)

### 2. 治療の初期段階からの緩和ケアの実施

8億円(4億円)

- (1)緩和ケアの質の向上及び医療用麻薬の適正使用の推進
  - ・インターネットを活用した専門医の育成
  - ・がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修
  - ・医療用麻薬適正使用の推進
- (2)在宅緩和ケア対策の推進
  - 新規 ・在宅緩和ケア地域連携事業

3. 7億円( 3.6億円)  
4. 5億円( 0.3億円)  
3. 6億円( 一億円)

### 3. がん登録の推進とがん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備

9億円(9億円)

- 改 ・院内がん登録の推進及び地域がん登録の促進
- ・がん総合相談に携わる者に対する研修プログラム策定事業
- 改 ・都道府県がん対策推進事業(緩和ケア研修を除く)

0.7億円( 一億円)  
0.5億円( 0.5億円)  
8.2億円( 8.2億円)

### 4. がん予防・早期発見の推進とがん医療水準均てん化の促進

126億円(139億円)

- 改 (1)がん予防の推進と普及啓発
- (2)がんの早期発見と質の高いがん検診の普及
  - ・がん検診推進事業
- (3)がん医療水準均てん化の促進

14.4億円( 17.8億円)  
110.2億円(120.3億円)  
104.9億円(113.0億円)  
0.8億円( 0.8億円)

### 5. がんに関する研究の推進

129億円(68億円)

- がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を実現するためのがん対策に資する研究を着実に推進する。

・第3次対がん総合戦略研究経費	37.1億円( 46.3億円)
・難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究経費(がんワクチン関係)	12.6億円( 14.0億円)
・難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究経費(抗がん剤関係)	30.0億円( 一億円)
・がん臨床試験基盤整備事業	2.0億円( 一億円)

### 6. 小児がん対策を推進するために必要な経費

7億円( 一億円)

- 新規 ・がん診療連携拠点病院機能強化事業(小児がん拠点病院機能強化事業)
- 新規 ・がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業(小児がん緩和ケアに係る分)
- 新規 ・小児がん拠点病院整備費
- 新規 ・小児がん病院のあり方調査事業

5.0億円( 一億円)  
0.4億円( 一億円)  
1.0億円( 一億円)  
0.2億円( 一億円)

### 7. 独立行政法人国立がん研究センター

105億円(87億円)

- がん医療に関する研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修等を行うことにより、がんに関する高度かつ専門的な医療の向上を図る。

・独立行政法人国立がん研究センター運営費交付金	105.2億円( 87.6億円)
(うち、日本再生重点化措置事業 26.3億円)	

■ 「日本再生重点化措置」事業

## 平成24年度がん対策予算概算要求について

平成23年度予算額 平成24年度概算要求・要望額  
34,335百万円 → 41,466百万円  
【10,600百万円】

【 】書きは「日本再生重点化措置事業」分を内数で記載

平成19年6月に閣議決定されたがん対策推進基本計画を踏まえ、放射線療法・化学療法の推進、専門医等の育成、がん予防・早期発見の推進など、がん対策を総合的かつ計画的に推進し、がん対策の一層の充実を図る。

### 放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の養成

#### ・がん診療連携拠点病院機能強化事業 3,430百万円 → 3,079百万円

がん医療水準の向上と地域格差の是正を図るため、がん診療連携拠点病院における医師等の医療従事者に対して、放射線療法や化学療法等、質の高い医療を行うために必要な研修を行うほか、精度の高い院内がん登録、患者や家族への相談支援等の実施、地域の医療機関との連携を推進するとともに、病理医が不足している状況から病理医の育成及び病理診断補助員の確保を図る。

(補助先) : 都道府県、独立行政法人等

(補助率) : 1/2、10/10

※予算単価 : 都道府県がん診療連携拠点病院 @26,000千円 → @25,000千円

地域がん診療連携拠点病院 @14,000千円 → @13,000千円

### 治療の初期段階からの緩和ケアの実施

#### ① 新 在宅緩和ケア地域連携事業

0百万円 → 364百万円  
【364百万円】

在宅緩和ケアの地域連携体制を構築するため、がん診療連携拠点病院が都道府県と連携して二次医療圏内の在宅療養支援を行う医療機関の協力リストを作成するとともに、同圏内の在宅緩和ケアを専門とする医師等と協力して在宅療養支援を行う医師等に対して在宅緩和ケアに関する知識と技術の研修を実施する。

(補助先) : 都道府県、独立行政法人等

(補助率) : 1/2、10/10

### がん登録の推進とがん医療に関する相談支援及び情報提供体制の整備

#### ② 改 都道府県がん対策推進事業（緩和ケア研修を除く） 823百万円 → 823百万円

都道府県がん対策推進計画に基づき、地方自治体が行う、がん検診の受診体制の強化や医療提供体制の整備、相談提供体制として地域統括相談支援センターの設置、がんに関する正しい知識をはじめとした普及啓発など、重点的に取り組む施策に対する支援を行う。

また、がん登録を推進し、がんの罹患者数・罹患率や治療効果の把握等、がん対策の基礎となるデータを把握し、地域ごとのきめ細やかながん対策を進めるため、がん

診療連携拠点病院以外の医療機関においてがん登録を行うことにより、医療機関が収集したがん登録情報を都道府県が回収し、地域のがん対策の推進を図る。

(補助先)：都道府県

(補助率)：1／2

### がん予防・早期発見の推進とがん医療水準均てん化の促進

#### ・がん検診推進事業 11,298百万円 → 10,493百万円

受診勧奨事業の方策の一つとして、節目年齢の方を対象とし、乳がん、子宮頸がん及び大腸がん検診の無料クーポン券等を送付し、がん検診の重要性や検診方法の理解を促すとともに、検診受診率の向上を図る。

(補助先)：市町村

(補助率)：1／2

(対象年齢)：子宮頸がん 20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の女性

乳がん 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の女性

大腸がん 40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の男女

### がんに関する研究の推進

#### 〔新〕・難病・がん等の疾患分野の医療の実用化研究経費 0百万円→3,000百万円 〔抗がん剤関係〕 【3,000百万円】

小児がんを中心とする希少がんや難治性がんを中心に、これまでの基礎的研究や探索的臨床研究において開発された革新的診断法（診断薬等）をはじめ、化合物、抗体薬などの革新的がん治療薬や適応拡大の可能性の高いがん治療薬などに対して、臨床での実用化を目的に、前臨床試験や臨床試験の国際基準に準じた質の高いがん臨床試験を強力に推進する。

### 小児がん対策を推進するために必要な経費

#### 〔新〕・がん診療連携拠点病院機能強化事業 0百万円→500百万円 〔小児がん拠点病院機能強化事業〕 【500百万円】

小児がん対策として、専門施設（地域の小児がん拠点病院）を設け、患者を集約し、最新かつ最適治療を提供するとともに、地域の医療機関との連携に基づいた治療後のフォローアップを行う。また国民に理解し易く、かつ信頼性の高い小児がん・思春期がんの情報、特に診療ガイドラインや専門医・専門施設の診療実績や相談支援先などの情報を一元的に発信するシステムを構築し、地域の医療機関と国・地方公共団体との連携のもと、患者・家族を含めた関係者が一体となって、小児がん患者・家族が診断時から切れ目のない安心・納得した支援を受けるために必要なプレイルームの運営や相談支援人員等を確保する。

(補助先)：独立行政法人等

(補助率)：定額（10／10相当）

#### 〔新〕・がん医療に携わる医師に対する緩和ケア研修等事業 0百万円→44百万円 〔小児がん緩和ケアに係る分〕 【44百万円】

小児がん緩和ケアを実施する小児がん診療機関において、がん患者等に対して、緩和ケアに対する実施方法や効果などについて、受診実態等を踏まえつつ指導するとともに、小

児がん緩和ケア研修会の指導者を養成するため、緩和ケアに専門的に取り組んでいる医師に対して、ワークショップ形式による研修を実施する。

(委託先)：特定非営利活動法人日本緩和医療学会を想定

独立行政法人国立がん研究センター

・独立行政法人国立がん研究センター運営費交付金

8,755百万円 → 10,520百万円  
【2,631百万円】

がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を実施する。